

労働組合日本プロ野球選手会の労使交渉過程

— 1985 - 1993年を中心に —

阿部 武尊 (一橋大学大学院博士後期課程)

The process of the labor negotiations of the Japan Professional Baseball Players Association, 1985 - 1993

ABE Takeru

(Graduate School of Social Science, Hitotsubashi University)

Abstract

The purpose of this study is to clarify the process of labor negotiation by Japan Professional Baseball Players Association in order to capture the change of the status of the players, who are the important persons concerned in the professional baseball world. This article focuses the period from 1985, when the Japan Professional Baseball Players Association (JPBPA) was established to 1993, when a free agent (FA) system was introduced.

Recognized as a labor union by the Labor Relations Commission, the JPBPA obtained their legal right that they could negotiate with the Nippon Professional Baseball organization (NPB). As a result, the JPBPA succeeded in the improvement of the working conditions as they had wished since its foundation.

In addition, JPBPA managed to reach the introduction of the FA system, which permits the freedom of the transfer of the player. However, due to the interest of each baseball clubs the players as combatant could not involve in decision making directly. As a result, the introduced FA system was different from the system that the JPBPA required in 1991, and limited players could exercise the right. However, the introduction of the FA system could be regarded as an epoch-making, in that it enables the players to negotiate with the baseball clubs equally viewpoint with the NPB by the freedom of the transfer of players being permitted.

Furthermore, we should pay attention to having gained such rights by the JPBPA under the condition which the NPB seems to lead the process of the negotiation.

1. はじめに

労働組合日本プロ野球選手会は、日本野球機構（以下、日本プロ野球）12球団に所属する日本人選手全て（一部の外国人選手を含む）が会

員となっている労働組合である¹⁾。日本プロ野球においては、選手の契約・労働条件にかかわる規約として、日本プロフェッショナル野球協約（以下、野球協約）と統一選手契約書（以下、統一契約書）が存在する。野球協約・統一契約書の改正

は、セントラル・パシフィック両リーグ会長と各球団代表によって構成される実行委員会の議決に加え、重要な事項については各球団オーナーによって構成されるオーナー会議の承認を経て行われる²⁾。こうした制度の存在から、日本プロ野球における労使関係は機構・球団主導であるとされてきた。さらに、統一契約書の条文については、たとえ球団・選手間の合意があったとしても変更することができず、唯一交渉の余地が残されている参稼報酬（年俸）の額についても、野球協約上の保留選手制度によって、選手が自らの意思によって所属球団以外の球団へ移籍することが認められていないことから、選手は所属球団との契約交渉において非常に不利であり、球団の提示する条件が満足できるものでなかったとしても、選手を続けるためには契約せざるを得ない立場であった。こうしたことから、プロ野球の存立に必要不可欠な存在であり、重要な当事者であるにもかかわらず、選手の地位は低く位置づけられており、諸権利の保障もなされてこなかった。

しかし、こうした状況にありながら、選手会は労使交渉によって、労働条件を改善し、選手の地位を向上させてきたと考えられる。特に近年では、2004年の球界再編問題の際の、日本プロ野球史上初のストライキ実施や、2011年の東日本大震災に伴う公式戦開幕延期問題において、開幕を延期し、セ・パ両リーグ同時開幕を求めた選手会の主張が認められたことなどから、労使関係の変化がみてとれる。また、選手会の交渉内容においても、待遇改善の要求だけでなく、セ・パ交流戦のような新たな試合形式の提案といった球界構造改革案の提示なども行うようになってきている。

日本プロ野球史に関する研究は、菊幸一による日本プロ野球成立過程に関する研究³⁾、尹良富による『読売新聞』の巨人軍戦略に関連した戦前のプロ野球と新聞の関係に関する研究⁴⁾、綿貫慶徳による新聞社主催の野球イベントの分析を中心としたプロ野球誕生に関する研究⁵⁾、橘川武郎・奈良堂史によるプロ野球放送を担うメディアや球団経営モデルの変遷に関する研究⁶⁾ 等がある。

プロ野球における労使関係に関する研究については、永野秀雄による労働法・税法上におけるプロスポーツ選手の労働者性に関する研究⁷⁾ 等、選手の労働者性に関する研究⁸⁾ 等があるほか、井上雅雄によるプロ野球選手の雇用・労働をめぐる問題についての法的・経済的な研究⁹⁾、海老原修によるプロ野球の労使間の「徒弟制度」的な側面に関する研究¹⁰⁾ 等、プロ野球の構造的な問題点に言及したものがある。しかし、これらの研究は現代的な問題をテーマ化したものであり、歴史的变化については明らかにされていない。

選手会に着目した研究としては、松本泰介による日本のプロスポーツ選手の労組における労使交渉に関する研究がある¹¹⁾。松本は、スポーツ界の労使交渉においては、単なる選手の待遇改善交渉を超えた、業界の活性化のための労使交渉という視点の重要性を説いている。しかし、松本の研究は概観的な把握にとどまっており、労使交渉過程の詳細な実態については明らかにされていない。

そこで本稿では日本プロ野球における重要な当事者である選手に着目し、その地位の変化の一端を捉えるために、労組選手会が成立した1985年からフリーエージェント（FA）制度が導入された1993年までの時期を中心に、その労使交渉過程について明らかにする。

労組選手会に関する史料の状況であるが、選手会事務局によると、大会議事録及び決議事項に関する史料については、1985年から1997年までのものについては所在不明となっており、また、この時期の決議事項の記録については、総会後の会見発表に関する記事を事務局で保管する形で行われる場合もあったとされている。1998年以降のものについては選手会事務局に保管されているが、当時の選手会役員が現在監督・ゼネラルマネージャー等球団側の役職についていること、また、現在機構側との協力で事業を行っていることから、機構側との関係が懸念されるとの理由により、非公開となっている。こうした史料の状況から、本稿では主に新聞記事を用いることにする¹²⁾。

2. 労組選手会の成立

任意団体としての選手会は、1946年11月21日に野球の賭け屋対策、選手の生活の安定を目的として結成されている¹³⁾。その後、1966年に選手会の組合化の動きが起こり、組合を野球協約の中で規定するようセントラル・パシフィック両リーグ会長に申し入れたが、結局コミッショナーの裁定により拒否され、組合化には至らなかった¹⁴⁾。法人化をめざした選手会は、1980年8月15日に社団法人としての設立が認可された¹⁵⁾。しかし、定款において野球普及などの公益事業が主目的と定められており、労使交渉では成果を上げることはできなかった。

そこで、1982年7月26日の臨時総会において、事務局より選手会の組合化が再度提案され、翌1983年7月23日の臨時総会では組合結成の方針が決定され、1984年7月21日の臨時総会にて、とりあえず法外組合として発足することとなった¹⁶⁾。

そして、1985年7月20日の組合大会にて、選手会を正式の組合とすることが決定され、同年9月30日、東京都地方労働委員会に組合資格審査請求を提出し、11月5日、日本のプロスポーツ界において初めて、選手会が労働組合として認定された¹⁷⁾。以後、選手会は社団法人¹⁸⁾と労働組合（以下、労組選手会）の二つの形態をとっている。

3. 労使交渉過程

(1) 諸労働条件の改善

選手会は、社団法人時代から7月と12月の年2回、総会を開催していた。労組選手会においても、総会と同じ日に大会を開催している¹⁹⁾。大会での決議をもとに、機構側との労使交渉が行われている。労使双方の組織については【表1】にまとめた。

労組選手会となって初の大会は1986年1月9日に行われた。この大会では、労働協約案を2月末

表1：労使組織表

労組選手会		
・役員	会長	代表者
	副会長	会長の補佐
	運営委員	機構側との交渉担当。選手・顧問弁護士・事務局員（長）で構成される（1989年より新設）
	会計	
・事務局	事務局長、事務局次長、事務局員、総務、経理	

↓

労使交渉	
労組選手会	会長、運営委員
機構側	選手福祉委員会（1992年より選手関係委員会に名称変更）

↑

機構側（日本プロフェッショナル野球組織）	
・コミッショナー	組織の代表者。 職権：①指令、裁定、制裁、②会議の招集、③日本シリーズ、オールスター試合の管理
・実行委員会	意思決定機関。両リーグ会長＋各球団代表者により構成される。 審議事項：①コミッショナー選任、②コミッショナー代行機関の設置、③地域権関係、④組織の参加資格関係、⑤野球協約・統一契約書等関係
・オーナー会議	実質的な最高意思決定機関。各球団オーナーにより構成される。 審議事項：実行委員会審議事項中①乃至④、及び⑤の重要な事項の承認
・特別委員会	選手契約に関係ある事項について審議。過去一度も開催されず
・各種委員会	選手福祉委員会（選手会との交渉担当）など

出典：日本プロ野球選手会公式ホームページ（<http://jpbpa.net/>）、日本プロ野球選手会『プロ野球の明日のために選手たちの挑戦』平凡社、2001年、236ページ、松原氏への聞き取り調査をもとに作成。

までにまとめること、代理人として山口恭一事務局長と長嶋憲一弁護士による労使交渉を認めるよう機構側に要請することが決議された²⁰⁾。35項目からなる労働協約案の内容は公表されていないものの、報道内容を総合すると、「組合の規則や交渉方法といった基本的なもの、要求項目からなる」²¹⁾ことと、以下の要求項目が明らかになっている。

- ①フリーエージェント（FA）制の導入
- ②選手の意思を反映したトレード
- ③最低年俸・保障の引き上げ
- ④負傷補償制度の充実
- ⑤養老年金制度の充実
- ⑥オフシーズンの明確化（強制自主トレの廃止）
- ⑦年俸の代理人交渉を認める
- ⑧年俸減給率の幅を小さくする
- ⑨年俸調停制度の確立
- ⑩CM出演などの自由化
- ⑪地方球場の安全対策²²⁾

同年3月4日、労組選手会の機構側との初の話し合いが行われているが、この時は交渉のルール作りについて話し合われ、要求は提出されなかった²³⁾。3月11日には中畑清会長がコミッショナー事務局を訪れ、「今後の機構側との交渉には代理人を立てる。機構側の交渉機関を今月25日までに明確にしてほしい」との通知と要望を盛り込んだプロ野球実行委員会あて文書を、機構側の本阿弥事務局長に渡した²⁴⁾。これに対して機構側は、3月17日に実行委員会で協議した。機構側は、選手福祉委員会を交渉機関とし、代理人による交渉については、4日の選手福祉委員会と選手会との話し合いで、選手自身が交渉にあたることで合意ができているとして強い難色を示した²⁵⁾。

同年12月3日の大会では最低年俸（280万円）の引き上げなど野球協約の見直し、「中堅選手の移籍の自由」を認めるFA制度の導入など選手の意向を反映させた統一契約書の作成²⁶⁾、オールス

ターゲームの3試合制から2試合制への減少などを要求することが決議された²⁷⁾。

翌1987年1月19日には、約40項目からなる労働協約原案をコミッショナー事務局に提出した。このとき、特別資格選手制度（FA制度）創設、最低年俸引き上げ、肖像権の譲渡の3点が早期に実現することを希望する優先項目とされた²⁸⁾。これについて1月24日に労組選手会と機構側の交渉窓口である選手福祉委員会との交渉が行われ、オールスターゲーム3試合制の続行と引き換えに選手会への3000万円支払いが決定するとともに、労働協約の締結について機構側が統一契約書の見直しという形で応じる姿勢を示した²⁹⁾。3000万円はオールスターゲームの収益金から社団法人選手会へ支払われ、慶弔金制度に利用された³⁰⁾。

労組選手会設立当初には、従来の野球協約・統一契約書に代わる労働協約・新統一契約書を作成することを試み、その一環としてFA制度の導入も提案されていた。しかし、こうした労働条件の全面的な見直しは機構側の合意が得られず、個別的な労働条件の改善が行われていった。

まず、最低年俸引き上げ（一軍1200万円、二軍360万円へ）については、同年4月5日の会合において、金額面などで合意に達しなかったが³¹⁾、6月1日に金額面について最低年俸360万円、追加参稼報酬³²⁾の最高限度額が600万円から840万円への引き上げで合意³³⁾、支払方法については7月18日の会合で合意に至った³⁴⁾。最低年俸の引き上げは1991年3月14日、同年9月25日にも要求され、同年12月26日付で野球協約上の最低年俸額が400万円に改正された³⁵⁾。

地方球場の安全対策については、1988年4月1日に、公式戦、オープン戦ともラバーフェンスを張っていない球場での試合は行わないことで合意に至った³⁶⁾。

これまで順守されていなかったポストシーズンの明確化については、1989年12月から①強制された練習をしない、②監督・コーチの指導を認めない、③海外自主トレは自費で、④キャンプは2月1日スタート（海外も）、⑤トレーナー要請は球

団選手会と球団で話し合う、⑥新入団選手の指導を認めない、⑦ユニホーム着用は2月1日から、の7項目について順守されることが決まった³⁷⁾。

年金額の引き上げについては、1989年12月4日の大会において、年金額の引き上げのためのイベント開催を機構側に要求することが決定され³⁸⁾、翌1990年9月21日に、同年引退する選手から年金額を18%引き上げることが決定した³⁹⁾。

以上、1986年の労働協約案のうち、1993年までの間に改善が見られた項目は、最低年俸・保障の引き上げ、地方球場の安全対策、オフシーズンの明確化、養老年金制度の充実、そしてFA制度の導入であった。次項では、FA制度について述べる。

(2) FA制度の導入

FA制度については、1989年2月17日に選手会事務局と阪神選手会とのミーティングが行われ具体案が明らかになり、翌2月18日に大竹憲治事務局長により発表された⁴⁰⁾。具体案の内容は以下のどちらかを満たした選手が特別資格の権利を得、希望すれば他球団に移籍できる、というものであった。

- ①ある球団に7年在籍、その910試合中の5分の1に当たる182試合以上に出場（投手と捕手は91試合）もしくは半分以上の試合に登録
- ②球団に10年以上在籍

この選手会案は、同年3月30日に選手福祉委員会へ提案された⁴¹⁾。それに対して機構側は、5月25日のプロ野球実行委員会において、FA制度導入を認めず、対案として戦力構想外の選手を他の球団が選ぶ選抜会議を再開し、移籍のチャンスを増やすことを選手会側へ提案することとなった⁴²⁾。選手会も一旦はこれに合意した。

しかし、有望新人選手のドラフト入団拒否を機に、1990年12月4日の大会でFA制度の導入を機構側に正式要請することを決め⁴³⁾、翌1991年3月14日に団体交渉を申し入れ⁴⁴⁾、3月31日に第1回

団体交渉が原辰徳会長のもとに行われた⁴⁵⁾。全選手からアンケートを取るなどして作成された選手会の要求骨子は以下の通りであった。

- ①日本プロフェッショナル野球組織に属するいずれかの球団に通算して7以上（21歳未満で入団した選手については10以上）の選手権試合シーズンに支配下選手として勤務し、その期間中通算して年度連盟選手権試合の総試合数の5分の1以上の試合に出場（投手または捕手として競技した試合は1試合を2試合と計算する）し、または、その期間中通算して2分の1以上登録された選手は、特別資格選手の資格を取得する。
- ②前条の特別資格選手は、11月20日までは、現に所属する球団とのみ選手契約（ボーナス約款付き選手契約を含む）につき、交渉し、選手契約を締結することができる。
- ③特別資格選手が11月20日までに現所属球団と選手契約を締結しなかったときは、自由契約選手となり、いずれの球団とも選手契約につき交渉し、選手契約を締結することができる。
- ④前条により自由契約選手となった選手で、11月21日以降いずれかの球団と選手契約を締結した選手、または11月20日までに現に所属する球団とボーナス約款付き選手契約を締結した選手は、その後3選手権試合シーズンに支配下選手として勤務（出場試合数、登録日数は問わない）した後でなければ、再度特別資格選手の資格を得ることはできない。その後も同様とする⁴⁶⁾。

上記②、③は交渉の手順である。上記の要求骨子は、7年間で182試合出場もしくは455試合の一軍登録で資格条件を満たせるものとなっており、出場機会の少ない「一軍半選手」も含め多くの選手が権利を行使できるものであった。また、権利行使後3年で再行使ができるものとなっていた。

しかし、7月までに回答することを約束した機

構側は、①財政的負担が増える、②特定のチームに好選手が集中する、③米大リーグに比べファームの選手層が薄いことなどを理由に導入を拒否した⁴⁷⁾。

FA制度の導入を拒否していた機構側が導入に傾き始めたのは、1992年1月24日に行われた2度目の団体交渉の時であった。この時、FA制度の研究を目的として、フリーエージェント問題等研究専門委員会が設置されることが明らかになった⁴⁸⁾。機構外委員を含めたこの委員会は、1992年4月16日から約1年間、計16回にわたって開かれた。

FA制度導入へ前進したかに思われたが、この時点ではFA資格条件に対する労使間の意見の相違がみられた。機構側から、一定の条件を満たした「一軍半選手」に限ってFA資格を認める案が提示されたが、「一軍選手」も含めたFA制度を望んだ選手会は、12月1日の大会で、これを拒否することを決定した⁴⁹⁾。

しかし、主力選手による人気のあるセ・リーグへの流出に対する懸念のためFA制度導入に消極的であったパ・リーグ各球団が、1993年1月11日のパ・リーグ理事会において球団経営を補強する方策として案出された、選手を獲得した球団が元の球団を補償する案をまとめたことで、一軍選手を対象としたFA制度導入の方向で意見がまとまり⁵⁰⁾、FA制度導入が現実的になっていった。この時点では資格獲得年数などの条件について、一軍在籍10年案に対し最短8年となる1000試合出場案が提示される⁵¹⁾など、利害関係による球団間の意見の対立がみられた。

機構側がFA制度導入へ傾いていった一因として、5月15日に開幕を控えていたプロサッカーのJリーグの存在が挙げられている。『朝日新聞』記者の西村欣也は、「球界首脳がサッカーのJリーグを意識しているのは事実」とし、「ドラフトで意中の球団に入れなくとも、実力を示せば、移籍の自由を得られる。そんな魅力あるプロ野球を印象づけるため、『清原は今回のFAの看板だ』と明かす機構関係者もいる」と述べている⁵²⁾。

5月14日には、フリーエージェント問題等研究専門委員会によって「フリーエージェント制度骨子」が実行委員会に最終答申された⁵³⁾。最終的な骨子の内容は、以下の通りだが、1991年の選手会要求骨子とは異なり、資格の取得がむしろ「一軍選手」に限定されるようなものであった⁵⁴⁾。

- ①資格獲得条件を最低10年で出場登録通算1500日
- ②権利行使は資格獲得年から2年以内に1度だけ
- ③1月31日までに契約がまとまらなかったFA選手を「制限選手」とし、その年の契約を認めない

これに対し、「FAの資格取得条件が最短で一律10年という点が最大のネック」(岡田彰布会長⁵⁵⁾)とし、他の付帯条件にも不満を示した選手会は、7月20日の大会で協議し、以下のような要求を出した⁵⁶⁾。

- ①大学・社会人出身者の資格取得年限を7年に引き下げる
- ②外国人枠の緩和を認めない
- ③FA権行使は1回に制限せず、FA宣言しなかった選手は翌年にも宣言できる
- ④移籍した選手の年俸の上限を旧年俸の1.5倍ではなく2倍にする

これらの要求については8月26日に交渉が行われ、資格取得年限・移籍した選手の年俸の上限については選手会が要求を撤回し、外国人枠についても機構側が譲らなかったが、権利行使の回数については制限が緩和される見込みとなった⁵⁷⁾。

FA制度は9月21日に最終合意に達し、同年オフから導入された⁵⁸⁾。その骨子は以下の通りであった。

- ①1シーズンの一軍出場登録150日以上で、10シーズンで資格を得る

表2：労組選手会要求・交渉結果

1986年3月11日	代理人による労使交渉、機構側の交渉機関の明確化を要求
1986年3月17日	選手福祉委員会を機構側の交渉機関とすることを決定する 代理人交渉については、3月4日の選手福祉委員会と選手会との話し合いで、選手自身が交渉にあたることで合意ができているとして、強い難色を示す
1986年12月3日	最低年俸引き上げ、オールスター戦の試合数削減を要求
1987年1月19日	労働協約の締結を要求。主な内容は①フリーエージェント制導入、②トレードに選手の意思を、③最低年俸・保障の引き上げ、④負傷補償制度の充実、⑤養老年金制度の充実、⑥オフシーズンの明確化（自主トレの強制廃止）、⑦年俸の代理人交渉、⑧年俸減給率（25%）を小さく、⑨年俸調停制度の確立、⑩CM出演の自由化、⑪地方球場の安全対策
1987年1月24日	労働協約は締結されず、機構側は統一契約書の見直しという形で応ずる姿勢を見せる オールスター戦3試合制の続行、選手会への3000万円支払いが決定
1987年6月1日	最低年俸を280万円から360万円、追加参稼報酬の最高限度額を600万円から840万円にすることで、事実上合意
1987年7月18日	追加参稼報酬の最高限度額について①支払い時期は4月の開幕日にさかのぼる、②支払い方法は現役選手登録1日につき差額の120分の1ずつで、事実上合意
1988年1月5日	労組に加盟していないヤクルト球団に対し、自由な労組活動に干渉しないことを要求
1988年1月	「活動は自由であり、貴組合に干渉することはなく、球団として、十分な活動ができるよう今後も環境作りに努める」と回答
1988年4月1日	公式戦、オープン戦ともラバーフェンスを張ってない球場での試合は行わないことで合意
1988年7月26日	ポストシーズンの明確化を要求。①12月、1月の練習は一切強制されない、②海外キャンプも2月1日開始とする、③ポストシーズンはユニホームも着用しない
1988年10月21日	オールスター戦の試合数について、オリンピック開催年は3試合、他の年は2試合と決定
1988年12月1日	ヤクルト選手会がプロ野球労組に復帰することが決定 今オフからポストシーズンの順守が決定。①強制された練習をしない、②監督・コーチの指導を認めない、③海外自主トレは自費で、④キャンプは2月1日スタート（海外も）、⑤トレーナー要請は球団選手会と球団で話し合う、⑥新入団選手の指導を認めない、⑦ユニホーム着用は2月1日から
1988年12月	ポストシーズンについて、新人選手のみトレーニングコーチなどによる基礎練習が認められる
1989年1月30日	ヤクルト選手会が労組選手会に再加盟手続きを取る
1989年3月30日	特別資格選手制度（FA制度）の創設、①日本の球界に7年以上在籍し、その間の5分の1以上の試合に出場するか、半分以上一軍に登録、②10年以上在籍のどちらかの条件を満たせば、他球団へ自由に移籍できるよう要求
1989年5月25日	FA制度導入について、「現時点では受け入れることができない」
1989年6月2日	選抜会議（ウエーバー）をお互いに話し合っ内容を改良していく点で合意
1989年12月4日	年金額引上げのため、イベント開催を機構に要求することを決定
1989年12月20日	ポストシーズンの自主トレーニングで、今季から故障選手にはトレーニングコーチが付いてもいいとされていたことについて、「トレーニングコーチはだめで、トレーナーならOK」に変更を要求し、合意に至る
1990年9月21日	今年引退する選手から年金額を18%アップ
1991年3月14日	最低年俸引き上げを要求
1991年3月31日	FA制度導入に関して第1回団体交渉。条件は、「7年以上（21歳未満で入団した選手は10年以上）支配下選手として在籍し、その間、総試合数の5分の1以上出場（投手と捕手は10分の1以上）するか、あるいはその間2分の1以上一軍登録された選手」が対象
1991年7月6日	「現在は移籍の自由を認めることはできない」と回答。理由は、①財政的負担が増える、②特定のチームに好選手が集中、③米大リーグに比べファームの選手層が薄い
1991年7月15日	追加参稼報酬の最高限度額を今年に限って840万円から1000万円に引き上げることで合意
1991年9月25日	最低年俸引き上げ（360万円から400万円へ）

1991年12月26日	野球協約上の最低年俵が400万円に改正される
1992年12月9日	一軍選手も含めたフリーエージェント制導入（一軍半選手に限定した制度は拒否）
1993年5月14日	FA制度骨子を答申。①1993年のシーズン・オフから実施、②資格条件は一軍出場登録日数が1シーズン150日×10シーズン、③FAを獲得した球団はFA選手を失った球団に対し、人的補償と金銭的補償を行う、④他球団に移ったFA選手の新年俵には、直前シーズンの年俵の2倍から1.5倍程度の上限を設ける、⑤権利行使は選手キャリアで一度だけとし、権利取得年またはその翌年に限る、⑥複数年契約および契約金は認めない、⑦1月31日までにいずれの球団とも選手契約が締結できなかったFA選手は「制限選手」とし、当該年度の選手契約はできない、⑧獲得人数は2人までとする、⑨外国人選手の出場登録枠を3人に拡大する
1993年7月20日	FA制度について、①大学・社会人出身者の資格取得年限を7年に引き下げる、②外国人枠の緩和を認めない、③FA権行使は1回に制限せず、FA宣言しなかった選手は翌年にも宣言できる、④移籍した選手の年俵の上限を旧年俵の1.5倍ではなく2倍にすることを要求
1993年9月21日	FA制度について最終合意。条件は、①1シーズンの一軍出場登録150日以上で、10シーズンで資格を得る、②FA選手を獲得した球団は失った球団に補償する。人的補償の場合は、40人の固定選手を除いた30人の中から、失った球団が要求する選手1人を譲渡し、FA選手の旧年俵と同額の補償金も払う。金銭だけの場合の補償金は、旧年俵の1.5倍とする、③FA選手の新年俵は1.5倍まで。低年俵の選手はこの限りでない、④権利行使は何度でもいいが、一度行使したら3年はその球団に在籍しなければならない、⑤一球団当たりのFA獲得可能人数は、FA宣言選手が20人までなら2人、21人以上30人までなら3人、31人以上40人までなら4人、41人以上は5人まで

出典：『朝日新聞』、『日本経済新聞』、日本プロフェッショナル野球組織『日本プロフェッショナル野球協約1999』1999年、『毎日新聞』、『読売新聞』をもとに作成。斜字体部分は交渉結果。

- ②FA選手を獲得した球団は失った球団に補償する。人的補償の場合は、40人の固定選手を除いた30人の中から、失った球団が要求する選手1人を譲渡し、FA選手の旧年俵と同額の補償金も払う。金銭だけの場合の補償金は、旧年俵の1.5倍とする
- ③FA選手の新年俵は1.5倍まで。低年俵の選手はこの限りでない。
- ④権利行使は何度でもいいが、一度行使したら3年はその球団に在籍しなければならない。
- ⑤一球団当たりのFA獲得可能人数は、FA宣言選手が20人までなら2人、21人以上30人までなら3人、31人以上40人までなら4人、41人以上は5人まで⁵⁹⁾。

以上のように、この時導入されたFA制度は、1991年の選手会の要求骨子に比べ、資格取得や権利行使の条件が厳しいものであった。岡田会長は「選手が妥協した」と話し、満足できる内容でないことを明かした⁶⁰⁾。1993年オフにFA資格を取得した選手は60名で⁶¹⁾、そのうち、権利を行使し

て移籍したのは松永浩美・駒田徳広・石嶺和彦・落合博満の4名であった。

4. おわりに

以上でみてきたように、選手会は労働組合として公に認められることによって、機構・球団側と労使交渉を行う法的な権利を確立した。そして労使交渉を通して、労組選手会は結成当初からの要求であった、最低年俵引き上げ、ポストシーズンの確立、球場の安全対策、年金額引上げ等の労働条件を向上させることに成功した。このうち、最低年俵引き上げは主に実績のない弱い立場の選手の、ポストシーズンの確立、球場の安全対策についてはすべての選手の待遇を直接的に向上させることとなった。当該時期における選手会の主要事項とその交渉結果については、【表2】にまとめた。

また、労組選手会は、保留選手制度により当時認められていなかった選手の移籍の自由を認めるFA制度の導入にこぎつけた。しかし、当事者である選手が意思決定に直接関与できなかったこと、各球団の利害関係が反映されたこと等によ

り、当時導入されたFA制度は多くの選手に権利取得の可能性がある1991年の選手会要求骨子の内容とは異なり、資格条件や権利行使の条件はより厳しいものとなったため、限られた選手のみが権利を行使できる制度となった。こうした問題点を残しながらも、日本プロ野球界における選手の地位の低さの一因であった保留選手制度の適用を逃れ、移籍の自由が認められることにより、球団との対等な立場での契約交渉の土台となるものであると評価できる。機構・球団主導とされる労使関係の中で、労組選手会が譲歩しながらもこうした権利を勝ち取ったことは、日本プロ野球史上の一つの画期として注目すべきであろう。こうした変化の一因として、Jリーグが「新しい時代の先駆者⁶²⁾」として登場したことがあげられるが、それに対する機構側の危機感などについては、今後実証的に解明していきたい。

注および引用・参考文献

- 1) 原則として、入会は選手個人の意思に任されており、入会資格はすべての選手が有している。外国人選手であっても加入するケースや、日本人選手であっても、1986年12月に労組を脱退し、1989年1月に復帰したヤクルト球団選手会や、1992年に脱会した落合博満のようなケースも存在する。
- 2) 2009年にリーグ会長職が廃止されて以降、実行委員会は各球団代表のみによって構成されている。
- 3) 菊幸一『「近代プロスポーツ」の歴史社会学—日本プロ野球の成立を中心に—』不昧堂出版、1993年。
- 4) 尹良富「戦前のプロ野球と新聞—『読売新聞』の巨人軍戦略に関連して—」一橋大学博士論文、1998年。
- 5) 綿貫慶徳「近代日本における職業野球誕生に関する史的考察—新聞社主催による野球イベントの分析を中心として—」『スポーツ史研究』第14号、2001年、39-53頁。
- 6) 橋川武郎・奈良堂史『ファンから観たプロ野球の歴史』日本経済評論社、2009年。
- 7) 永野秀雄「プロスポーツ選手の労働者性」『日本労働研究雑誌』2005年4月号、労働政策研究・研修機構、20-22頁。
- 8) 佐藤隆夫『プロ野球協約論』一粒社、1982年、長嶋憲一「プロ野球選手の労働組合化と法的問題点」『自由と正義』45巻11号、1994年、37-43頁、川井圭司『プロスポーツ選手の法的地位』成文堂、2003年、『スポーツビジネスの法と文化—アメリカと日本—』成文堂、2012年など。
- 9) 井上雅雄「職業としてのアスリートとプロスポーツの諸問題」『スポーツ社会学研究』第17巻第2号、日本スポーツ社会学会、2009年、33-47頁。
- 10) 海老原修「労働組合『日本プロ野球選手会』の意味」海老原修編著『現代スポーツ社会学序説』杏林書院、2003年、110-116頁。
- 11) 松本泰介「日本のプロスポーツ選手会による労使交渉とその意義」『労働法律旬報』2013年2月上旬号、旬報社、19-24頁。
- 12) 選手会大会に関する記事の内容については選手会事務局長の松原徹氏に事実確認を行い、また、補足説明を受けた。
- 13) 山室寛之『プロ野球復興史』中央公論新社、2012年、28-29頁。
- 14) 日本プロ野球選手会『プロ野球の明日のために—選手たちの挑戦—』平凡社、2001年、233頁。
- 15) 同上。
- 16) 同上。
- 17) 同上。
- 18) 2012年11月1日より、一般社団法人に移行した。
- 19) 松原氏への聞き取り調査、2013年10月10日。選手会では「総会大会」と呼ばれている。
- 20) 「プロ野球選手会『労働協約』交渉へ—最低年俸アップなど要求—」『毎日新聞』1986年1月10日、「プロ野球—労組選手会が初会合協約案は来月中に決める—」『読売新聞』1986

- 年1月10日。
- 21) 「団結なるか一匹オオカミたち プロ野球労組（時々刻々）」『朝日新聞』1986年1月12日。
 - 22) 前掲『朝日新聞』1986年1月12日、前掲『毎日新聞』1986年1月10日。
 - 23) 「初回“団交”肩すかし プロ野球選手会と機構側 まずは交渉ルール作り 要求は次回以降に」『毎日新聞』1986年3月5日。
 - 24) 「『交渉は代理人に任す』中畑選手会長 経営者側に通知書」『読売新聞』1986年3月12日。
 - 25) 「選手会代理人交渉なお難色 プロ野球実行委」『読売新聞』1986年3月18日。
 - 26) 「『ストも辞さぬ』強い声 労組プロ野球選手会・関西」『毎日新聞』1986年12月4日。
 - 27) 前掲『毎日新聞』1986年12月4日、「フリーエージェント制など プロ野球選手会、要求へ ストも辞さず」『読売新聞』1986年12月4日。
 - 28) 「労働協約原案を提出 プロ野球選手会」『読売新聞』1987年1月20日。
 - 29) 「“協力金” 拠出、球宴3戦 プロ野球労使合意」『毎日新聞』1987年1月25日、『読売新聞』1987年1月25日。
 - 30) 松原氏への聞き取り調査、2013年10月31日。
 - 31) 「プロ野球最低年俸引き上げ合意せず 選手会と福祉委会合」『読売新聞』1987年4月5日。
 - 32) 年俸が一定額（引き上げ以前であれば600万円）以下の選手が一軍登録された場合、登録1日につき、その選手の年俸と600万円の差額の120分の1が支払われることになる。その選手の年俸と追加参稼報酬の合計が600万円を超える場合には、その超過額は支払われない。
 - 33) 「最低年俸360万円に プロ野球選手会と福祉委が合意」『読売新聞』1987年6月2日。
 - 34) 「追加参稼報酬で限度額も合意 プロ野球労組と福祉委員会」『読売新聞』1987年7月19日。
 - 35) 「プロ野球フリーエージェント制 導入で初の団体交渉を選手会が機構側に申し入れ」『読売新聞』1991年3月15日、「労働組合・日本プロ野球選手会が最低年俸のアップを要求」『読売新聞』1991年9月26日、日本プロフェッショナル野球組織『日本プロフェッショナル野球協約1999』1999年。
 - 36) 「ラバーフェンスのない球場で試合せず プロ野球選手会と機構側合意」『読売新聞』1988年4月2日。
 - 37) 「12月と1月は監督、コーチの指導認めぬ」『毎日新聞』1988年12月2日。
 - 38) 「年金アップにイベント開催 プロ野球機構に要求へ 選手会」『毎日新聞』1989年12月5日。
 - 39) 「日本プロ野球選手会労組と機構側が年金18%アップで合意」『読売新聞』1990年9月22日。
 - 40) 「プロ野球選手会 フリーエージェント制 野球機構に再提案へ 在籍7年など条件に」『日本経済新聞』1989年2月19日、「プロ野球選手会 フリーエージェントで具体案 10年在籍など条件に」『読売新聞』1989年2月18日。
 - 41) 「プロ野球選手会の案を検討へ フリーエージェントで機構側」『読売新聞』1989年3月31日。
 - 42) 「フリーエージェント制は『時期尚早』 プロ野球実行委」『読売新聞』1989年5月26日。
 - 43) 「『小池』『元木』問題防止へフリーエージェント制を プロ野球選手会が再要請」『読売新聞』1990年12月5日。
 - 44) 「プロ野球フリーエージェント制 導入で初の団体交渉を選手会が機構側に申し入れ」『読売新聞』1991年3月15日。
 - 45) 前掲『プロ野球の明日のために 選手たちの挑戦』、212頁。
 - 46) 同上、212-213頁。

- 47) 「フリーエージェント制は認めぬと選手会に回答 プロ野球機構」『読売新聞』1991年7月7日。
- 48) 「野球機構もFA研究委設置へ」『日本経済新聞』1992年1月25日、「フリーエージェント導入へ労使歩み寄り」『毎日新聞』1992年1月25日。
- 49) 「一軍半選手に移籍の自由 野球機構側の回答拒否 プロ労組」『毎日新聞』1992年12月2日。
- 50) 「パ・リーグも検討 一軍選手を対象にFA制導入」『日本経済新聞』1993年1月12日。
- 51) 「プロ野球FA制 条件・補償で対立 開発協、合意得られず」『日本経済新聞』1993年3月9日。
- 52) 「風 ファン不在の急展開」『朝日新聞』1993年3月3日。
- 53) 「フリーエージェント制導入を選手会が訴え 機構外委員と初会合 プロ野球」『読売新聞』1992年4月17日、「プロ野球、FA制度骨子を答申 細目は実行委で詰め／専門委」『読売新聞』1993年5月15日。
- 54) 「契約不調なら1年棒にふることも プロ野球FA専門委が最終答申」『朝日新聞』1993年5月15日。
- 55) 「FA制案 内容の8割不満 日本プロ野球選手会」『朝日新聞』1993年7月21日。
- 56) 「FA制度の条件めぐり詰めの交渉 プロ野球選手会と野球機構」『朝日新聞』1993年7月27日。
- 57) 「機構と選手会 FA条件で大筋合意 権利行使、回数制限緩和へ」『朝日新聞』1993年8月26日。
- 58) 「プロ野球FA制、オフから 3年ごと行使OK 対象は落合ら60人」『朝日新聞』1993年9月22日、「FA制、今オフから 条件、米より厳しく 機構と選手会の交渉妥結 プロ野球」『日本経済新聞』1993年9月22日、「超大物 どこへ? FA制今秋に導入」『毎日新聞』1993年9月22日、「プロ野球 FA制、労使が最終合意 一軍年間150日で10年 今秋から実施」『読売新聞』1993年9月22日。
- 59) 前掲『読売新聞』1993年9月22日。
- 60) 前掲『毎日新聞』1993年9月22日。
- 61) 前掲『毎日新聞』1993年9月22日。
- 62) セバスチャン・モフェット著、玉木正之訳『日本式サッカー革命 決断しない国の過去・現在・未来』集英社インターナショナル、2004年、125頁。
- 2015年9月20日、日本プロ野球選手会事務局長の松原徹氏が逝去された。松原氏には生前、本稿の執筆にあたっての聞き取り調査に快く協力していただいた。松原氏に心より感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈りする。